

青森県報

第二千九百九十九号

平成二十年
十月十七日
(金曜日)

目 次

規 則

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則……………(港湾空港課) ……一

告 示

指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……一

飼料の試験の結果の概要……………(畜産課) ……二

公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………(漁港漁場整備課) ……二

道路の指定……………(建築住宅課) ……三

公 告

肥料の検査結果の概要の公表……………(食の安全・安心推進課) ……三

建設業者の許可の取消し……………(西北地域(県民局)) ……四

規 則

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十二号

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則

青森空港条例施行規則(昭和三十九年十月青森県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第二条第十七項」を「第二条第十八項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

示

青森県告示第六百八十二号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
名称 社会福祉法人俊公園 主たる事務所の所在地 八戸市大字市川一丁目二二五番地 知的障害者通所授産施設 俊公園	知的障害者通所授産施設	八戸市大字市川一丁目二二五番地	平成三〇・九・三〇
名称 社会福祉法人ユートピア 主たる事務所の所在地 八戸市大字市川二丁目三三番地 知的障害者通所授産施設 ユートピア作業所	知的障害者通所授産施設	八戸市大字市川二丁目三三番地	〃
名称 社会福祉法人青森こやか福祉事業団 主たる事務所の所在地 青森市中央三丁目二〇番三三 自立生活訓練(練習)施設 こやか福祉事業団	自立生活訓練(練習)施設	東津軽郡平内町大字小沢三八	〃

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

下北郡大間町大字大間平五三の地先公有水面

2 区域

次の 地点から の地点までを順次に直線で結んだ線、 の地点と の地点とを結ぶ平成十年一月二十二日付け青森県指令第一五一号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（T・P・プラス〇・六六八）及び の地点との地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 下手浜港東防波堤灯台（北緯四一度三二分三七秒四〇、東経一四〇度五五分二八秒一五）から二八六度五一分〇五秒一九四・七メートルの地点

- の地点から一四一度二分〇二秒六〇・一メートルの地点
- の地点から一二二度一七四分一秒五〇・一メートルの地点
- の地点から三〇度三八分二秒〇・九メートルの地点
- の地点から一二二度一九分五秒一六・二メートルの地点
- の地点から一二二度一七分一八秒七・七メートルの地点
- の地点から三三二度二〇分二三秒四五・九メートルの地点
- の地点から三三二度二六分一五秒〇一・〇メートルの地点
- の地点から三三二度二〇分二三秒二〇・〇メートルの地点
- の地点から三三二度二六分一五秒二四・〇メートルの地点

3 面積 七、四四一・六四平方メートル

青森県告示第六百八十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十月十七日

青森県知事 三村申吾

公 告

肥料の検査結果の概要の公表

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十年十月十七日

青森県知事 三村申吾

区 間	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
五所川原市字旭町九の一から五所川原市字旭町九の一の地先まで	六二・一メートル	〇・〇〇メートルから四・五〇メートルまで	平成二〇・八
五所川原市字柏原町七五から五所川原市字上平井町四の四まで	二四・三〇メートル	二・七〇メートルから四・〇〇メートルまで	"
五所川原市字柏原町七五から五所川原市字上平井町四の二まで	三八・八〇メートル	二・五〇メートルから二・〇〇メートルまで	"
五所川原市字旭町六の二〇から五所川原市字旭町六の二六地先まで	四九・七八メートル	二・一〇メートルから二・四〇メートルまで	"
五所川原市字旭町九の一から五所川原市字上平井町一の一の地先まで	六一・〇〇メートル	八・〇〇メートル	"

- 一 商号又は名称 蝦名電気商会
- 二 氏名 蝦名 富治
- 三 主たる営業所の所在地 つがる市下車力町盛野一四九の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一六)第一九八一号
- 五 取消年月日 平成二十年九月二十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

登録番号	生産業者の氏名又は名称及び住所	肥料の種類	肥料の名称	検査の結果の概要	
				分析 検査 指摘事項	項目
第三五七号	株式会社長慶 弘前市大字高田 三丁目六の七	副産石灰肥料	石灰ラミカル	なし	アルカリ分
第三五八号	有限会社三沢地域 環境保全組合 三沢市大字三沢 庭構四五四九	加工かきんふん肥 料	醗酵ペレット鶏糞	なし	窒素全量、りん酸 全量及び加里全量
第三六一号	青森エコサイクル 産業協同組合 青森市安方二丁目 一一の九	副産石灰肥料	ホタテで元気二四 〇〇	なし	アルカリ分
				指摘事項なし	指摘事項なし
				指摘事項なし	指摘事項なし
				指摘事項なし	指摘事項なし

平成二十年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭